

お申込み・お問い合わせは 電話・FAX・E-mail にてどうぞ！ 2014年 8月7日 FAXOUT

TEL: 047(346)2231 FAX: 047(346)2979 E-mail info@keiyotour.co.jp

Vol.156

# ダイナマイトFAX! TRAVEL INFORMATION



It's your agent

京葉リゾート株式会社

〒270-0014 千葉県松戸市小金424-1

http://www.keiyotour.co.jp

## ～暑中お見舞い申し上げます！♪～

### 夏休みのお知らせ

8/14(木)～8/17(日)  
お休みさせていただきます。

何かの場合は  
090-3223-2231  
までお願い申し上げます。



#### いりさんの出張レポート

毎年の行事となった「竹富島ゆんたくツアー」。今年も北は稚内～南(近所?)は石垣島から総勢18名の仲間が集まり盛大に開催されました。昨年は台風の直撃を受け竹富島から出ることが出来なくなりましたが、今年も台風8号が直撃～特別警報が発生されて竹富島は早々に全島避難で石垣島へ。当然空港は閉鎖され全便欠航。いりさんを含め9名が足止めとなり予定外の石垣2泊。それなりにいろいろ物語があり、地元の方々とふれあいや、太平洋と東シ海がわずか200mで船を担いで渡った船越海岸など今でこそ新空港に近いエリアですが、普段はなかなか行かない伊原間(いばるま)で思いがけない素敵な一夜など災い転じてなんとやら!?

### ～ ギョウカイNews & お客様への情報 ～

#### ●規制緩和で客室不足解消!?

国家戦略特別区域法の成立を受け、5月に国家戦略特別区域(以下、国家戦略特区)が決定し、首都圏や京阪神エリアで宿泊施設に関する各種規制が大幅に緩和。有料で宿泊サービスを提供する場合、本来は旅館業法に基づき旅館業の許可を取得する必要があります。例えば旅館であれば部屋数が5室、ホテルは10室以上必要で、簡易宿泊所でも客室の延べ床面積33㎡以上が条件。これ以外にも建築物の構造や設備に係る細かい規定があります。本業の施設であればいざ知らず、そうでない施設が簡単には許可を取得出来る内容ではなくかなり高いハードルでした。しかし国家戦略特区内では一定の条件をクリアすれば旅館業法の適用除外となり、許可を得ずに有料で宿泊サービスを提供出来るようになりました。規制緩和は旅館業法の適用除外の他にもうひとつ重要な措置が建築基準法の適用除外で歴史的建築物の活用を進めるという方針に則り「古民家等の歴史的建造物の活用のための適用除外」が行われます。これまでは重要文化財には至らない古民家等は建築基準法の縛りにより居住目的以外に使用するための改修工事のハードルが高かった。とは云っても居住で使用するには現在の基準では快適とは言えない為空き民家や解体が進行していましたが、建築基準法の適用除外はこうした流れを食い止め、古民家の活用を促す起爆剤として期待されております。賃貸住宅の空き部屋や個人の自宅や別荘の部屋を旅行者の宿泊施設として提供することも可能に。そしてこれまで放置されていた古民家が再生される可能性も高まります。このうち賃貸住宅だけを取ってみても例えば都内には340万戸×平均空き室率15%=51万戸が空いている計算。そのうち1%が宿泊サービスを提供すれば5000室の供給で、大型ホテル4～5軒分の供給に相当されます。東京五輪を6年後に控え、首都圏の宿泊需要は拡大が予想され、その需要過多の衝撃役として旅館業法の適用除外を受けた新たな宿泊サービスが機能することが期待されております。

イエーイ新松戸!

探索中^^;

今後ファクシミリ会報「ダイナマイト FAX」は不要  
 送信先・ご担当者様変更(下記ご記入の上返信下さい)

通信欄(ご意見・ご要望・行きたいところなどお知らせ下さい)

貴社名	TEL
ご担当者 お役職	FAX